平成２６年（フ）第４１号
広島県三原市本郷北３丁目12番８号
債務者　池本　奈美
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第４２号
広島県三原市本郷北２丁目18番38号
債務者　池本　久人
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第２５４号
愛媛県松山市水泥町997番地７
債務者　山本　義則
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５５号
愛媛県松山市水泥町997番地７
債務者　山本　志穂
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６０号
愛媛県伊予市米湊299―１　コーポラス聖201号、住民票上の住所愛媛県伊予市森甲309番地６
債務者　松尾　陽子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６２号
愛媛県松山市北土居１丁目11番28号
債務者　大窪　五士
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６３号
愛媛県松山市北土居１丁目11番28号
債務者　大窪　惠子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６４号
愛媛県松山市福音寺町269番地２　コーポ山茶花201号
債務者　大野　浩二
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７０号
愛媛県松山市桑原５丁目10―16　ジョイフル第一桑原301号、住民票上の住所愛媛県大洲市柚木536番地２
債務者　松岡　侑
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７９号
愛媛県松山市道後多幸町１番１号　日扇ビル102号
債務者　正鑄　幸男
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８６号
愛媛県松山市居相５丁目９番12号
債務者　久保田　晋
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
愛媛県今治市大正町４丁目２番10号　ふたば荘303号、住民票上の住所愛媛県今治市吉海町本庄９番地、前住所兵庫県赤穂市中広144番地３　ルミエールＢ―205
債務者　中村　藍（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県田川郡川崎町大字田原1631番地の１
債務者　今中千代子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第４８３号
熊本県宇城市小川町川尻165番地
債務者　安尾　美香（旧姓松本・竹﨑）
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４８７号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3000番地９
債務者　宮本　龍一
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９１号
熊本県上益城郡山都町下馬尾255番地７
債務者　藤本　貴子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３号
宮崎県小林市細野74番地５　竹下アパート６号
債務者　飯田　智子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部